

美しい環境を守るために、早く下水道につながしましょう

公共下水道の区域では下水道法により、供用開始後3年以内に水洗便所に改造を行うことが義務付けられています。また、下水道普及促進員が水洗化されていないお宅を訪問していますので、水洗化についてのご協力、ご理解をお願いします。

下水道法抜粋

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しなければならない。

お知らせメニュー

★各種届出・手続きについて

平成18年4月より市役所2階に「上下水道お客さまセンター」を開設し、窓口業務を関電サービス㈱に委託しています。転出、転居、名義変更時は必ず届け出をお願いします。

★「水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給」について

くみ取り便所の水洗化及び排水設備の設置または改造をされる方に対し、水洗化工事に必要な改造資金について、金融機関から融資を受けられる制度があります。融資額は150万円までとなっています。なお、水洗化工事を施工することができる業者は、加西市の指定工事店です。

★「上水道の休止制度」について New!

平成20年10月から上水道について休止制度を導入します。

長期不在により水道を使用しない場合、または転出や転居、廃業などの理由により水道を一時的に使用しなくなる場合に、廃止をしないで使用を休止することができる制度です。

★「コンビニで上下水道料金のお支払いが可能」になりました New!

1月から発行の納付書（裏面にコンビニエンスストア名印刷）より、コンビニ各店舗でも料金が支払えるようになりました。なお「バーコード表示の無い納付書」及び「12月末までの発行の納付書」では、コンビニ支払いは出来ませんのでご注意ください。

ご利用いただける主なコンビニエンスストア（全国で利用可能）

- ・セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、エーエム・ピーエム、ココストア、ポプラ、スリーエフ、セーブオンなど

お問い合わせは

- 料金に関すること……………上下水道お客さまセンター 42-8795（直通電話）
- 下水道工事に関すること…下水道課 42-8760

発行/加西市 〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地 TEL0790-42-1110(代)

ホームページ <http://www.city.kasai.hyogo.jp>